

令和5年5月22日

○亀井たかつぐ委員

それでは、よろしくお願いします。先行会派の皆さんがいろいろと御質問されたので、私が質問することはないようなんですが、かするところがあれば、話をお聞きしたいなと思います。先ほどの施術所の話の中で、あんま・はり・きゅう、柔道整復、歯科技工所、あんま・はり・きゅうの話が主だったと思います。要するに、どうやって把握するんだろうなと思って聞いていたら、請求されたことによって把握しますよということで、件数ではないんだという話だったんですけれども、どういう形で請求された時に、どのような支払いが発生するんですか。

○医療課長

請求されたときというか、あんま・はり・きゅうの施術所で保険診療をやっている方たちを対象とさせていただくということになるんですが、保険医療機関としての指定通知、あるいは報酬の支払いの通知書を申請の時に出していただいて、それで確認をしようというものであります。

○亀井たかつぐ委員

例えば、一つの施術所の中でも、これは保険適用と、これは自由診療だと、2つに分かれるようなときってあるじゃないですか、それってどうやって把握するの。

○医療課長

それ、個別に確認しようということではなくて、診療報酬の支払い通知というのを持っていれば、診療報酬を受けている医療機関というふうにみなすことができるので、それを基にお支払いをしようというものでございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。もしかしたら、あんまり細かく把握できないのかもしれませんが、それは視野の問題にもよりますよね。中には、本当にほんの少ししか保険診療をしていなくても、そこではちゃんとしっかり支給されるんだけれども、今おっしゃっていただいたように、ほぼほぼ自由診療なんだけれども、ここはもう請求できないというのがあると、やはりそれに格差が生じてしまうかなと思います。その辺のところは、やはりしっかりとこれから認識していただかなければいけないというふうに思います。

あと、歯科技工所も、歯科医院の中で仕事をしているところもあれば、歯科医院とは別に、クリニックとは別に歯科技工所を持って、外で仕事をしているという、2つあると思うんです。それはどのような形で対応されるんですか。

○医療課長

基本的にここで対象としている歯科技工所は、独立して歯科技工を行って、歯科のほうに物品、納めているというところを対象としています。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。歯科医院の中で仕事をしていれば、それは歯科医院に請求するから大丈夫だという話ですか。

○医療課長

歯科医院の中の一部門としてやっているのであれば、そこはあくまで歯科として支援をしていますので、それに対してプラスオンで歯科技工所分を乗せるということはございません。なので、あくまで独立している歯科技工所のみを対象としてお支払いをするという想定でございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。私も調べていないので、クリニック内で独立して仕事している人たちがいれば、またそうやってその話になるかなと思います。そこまで細かく話をするまでには、調べていないので、今日はここまでにしておきますが、分かりました。それはしっかりと把握した上で、ぜひ対応していただきたいなと、そのように思います。

歯科技工がクリニック内で独立してやっているところがあって、そういうことは把握しているんだけど、今回は対象になっていないようなところも御存じですか。

○医療課長

今お話しになっているケースを直接的には把握していません。ただ、これから具体的な事務を進めていくに当たって、歯科医師会ですとか技工士会だとかに、その辺りについては確認をしながら進めていければと考えております。

○亀井たかつぐ委員

先ほどの先行会派の話もそうですけれども、迅速に支給ができるよう、やっていただくことは大前提なのかなと思いますので、この辺にしておきます。

あと、やはり5月の補正予算の話の中で、これはスケールメリットというか、スケールデメリットというか、県内には大学病院等を含めて、大病院が幾つかあって、その大病院の光熱費ってやはり億単位で加算されてしまっていますよね。非常に厳しい状況なんです。今、歯科医師会の話が出たのでお聞きするんですけれども、医師会とか病院協会から何かそういう御要望とかってあるんですか。

○医療課長

電気代等の物価高騰に対して、なかなか公定価格では対応し切れないということで、歯科医師会からも病院協会からも医師会からも御要望はいただいております。

○亀井たかつぐ委員

先ほどの先行会派の話だと、要するに今回、今度は緊急の補正予算の措置なんだけれども、やはりタイムラグが生じてしまうと。可及的速やかにできないのかという議論があったと思うんだけど、それは精いっぱい頑張っているのかなとも思うんですが、タイムラグが生じたときのつなぎの資金というのは、やはり調達しないといけないと思います。そのようなときはどうされるんですか。

○医療課長

過去、コロナだとかがあったときには、つなぎの関係について、いろいろと診療報酬だとかの前借りだとかそういったのも、方法論としてはあったと記憶しておりますが、今回のケースでそういったつなぎ資金についてのところまで

の支援策はないので、この辺りについては、各医療機関がそれぞれ今対応していただいているというのが実情だと思います。

○亀井たかつぐ委員

やはり、緊急で国も予算措置していることなので、これを把握していただいたほうがいいかなと。病院の規模によって全然違ってくると思いますし、持っている資産によっても違うんでしょうけれども、これはぜひ把握していただければというふうに思います。

あと、説明していただいたのを私が聞き漏らしてしまっていたら、またお聞きしたいところなんですけれども、先ほどの午前中の答弁の保留で、しきだ委員のほうから、抗告の件数は何件だという話があって、午前中に把握をされていなかったようなので、調べてきていただいて、ゼロ件になったという話がありました。これは要するに、裁判所のほうに申請をして却下された件数というのは、何件ぐらいがあるんですか。その何件かあったうちで抗告はゼロなのか、全く却下がなければ抗告はおのずとゼロになってしまうんですが、却下の件数って何件ぐらいあるんですか。

○子ども家庭課長

これまでで、28条申立てをしまして、家庭裁判所が却下をした件数については、この事案を含めて2件ということでございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。先ほどの委員の質問の中でもおっしゃっていただいていたけれども、大和の事案の中で、家庭裁判所が施設入所の申請申立てを却下した決定をしたことによって、児童相談所には、司法が判断したのなら仕方がないといった、諦めに似た感覚が生じたことがあるというふうに書いてあって、これについて、やはりどういう認識があるのかなというのが素朴な疑問としてあるんですけれども、いかがですか。

○子ども家庭課長

検証委員会の中でそういったやり取りがあって、当時、ヒアリングも含めて、現場の職員がいろいろと話を聞かれている中で、そういった御意見あったのは承知しておりますが、現場の受け止めとしましては、当時、かなり高い緊張感を持って取り組んでいましたし、家庭裁判所で却下されたとはいえ、それまでの状況を踏まえると、児童相談所としては、この後、家庭引取りになったとしても、非常にそこは高い緊張感を持ってやらなければいけないというところは、思いとして、そのように思っただけで対応していました。ただ、今回それを客観的に専門家の方が見て、そういった受け止めにされているということであれば、そこはやはり我々としても真摯にそこを受け止めて、当然、今までもそういうことがないようにやってきたつもりではありますけれども、客観的な御意見としていただいた以上は、今後について、それを踏まえてまた対応していきたいというふうに考えております。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。家庭裁判所の施設入所の承認申立て、これの却下は、児童相談所にとってはやはり免罪符ではないので、今みたいな考え方というか行動を取っていただかないと、もう裁判所から言われてはしようがないなど、これ以

上突っ込めないなみたいな話になってしまう。本当に子供の命が危機に瀕してしまうので、ぜひそこはしっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。

先ほどの御答弁で、要するに抗告はゼロ件なんだけれども、却下されたのは、今回も含めて2件だと。個々の事案が違うので何とも言えないんですけども、却下されたときの理由づけて、何か把握されていたら教えていただけますか。

○子ども家庭課長

家庭裁判所のほうからは、却下理由も含めて書面で審判書というものを出されています。大きく言うと、この報告書にも一部書いてありますけれども、やはり家庭裁判所のところで、家庭に帰さないで施設入所が必要とする判断にする材料には、児童相談所が関わる中で様々な情報を取ってはきたんですけども、著しく虐待を受けているなど、親子関係が不適切と、そういった情報が無いという中で、やはり親子分離を強制的にするという判断ができなかったというように受け止めております。

○亀井たかつぐ委員

これも午前中にいろいろと質疑があったことで、要するに抗告をするかしないかという話の中で、もう抗告を断念したと。今回は抗告しなかったわけですね。いろいろな理由があるんだと思うんですよ。裁判所から今みたいな形で理由も来て、しょうがないなとは思っていないと思うんだけれども、その理由に関して、(一財)法曹会とか、いろいろな専門家がそこでしっかりと検討したのかなとは思います。いろいろな理由があるんだと思うんだけれども、今回、本当に抗告を断念した一番の理由って何ですか。

○子ども家庭課長

午前中の先行会派との質疑の中で、私から答弁させていただきました。少し言葉足らずだったところも含めて、改めてこの理由を申し上げます。やはりこれまで、児童相談所とやり取りする中で、母親が大分、親子分離に対して非常に強い拒否感がありました。もし、この抗告をすることによって、児童相談所とのやり取りを全部閉ざしてしまうと、その後のやり取りがお子さんの安全確認も含めて、全然できなくなってしまうところを、児童相談所としては非常に重く捉えまして、当時、いろいろな専門家の方からも御意見いただきましたけれども、最終的にそのような判断をさせていただいたということでございます。

○亀井たかつぐ委員

分かりました。今回の事案だけではなくて、要するに申立て却下の事案とか、抗告をするかしないかの事案というのは、もう本当にせっぱ詰まった状態だと思うんですね。児童相談所で一時預かりしていた子供を、ただ単にお返しするとかという話ではなくて、すごくリスクな話だと思うんです。ぜひそこは、今回の事案を含めて、しっかりと検討していただいて、より県民の皆さんが納得するような対応をお願いすることを申し上げて、質問を終わります。